

## 2018年度PC実技第2問（文字起こし）

みなさん、こんにちは。知的財産権入門ということで、今日は著作権法について説明いたします。

講師は、弁理士の高田珠美です。今日はどうぞよろしく申し上げます。

今日の講義では、著作権法の入門編となるような基本的な内容を紹介していきます。

では早速、講義を始めます。

著作権とは何でしょうか？また、なぜ著作権というものがこの世の中にあるのでしょうか？いろいろな理由がありますが、わかりやすい例をとって説明します。

例えば、作品を作る人がいます。漫画家なら漫画を、音楽家なら音楽を作ります。

そんなときに、もし著作権がない世の中だったら、ということを考えてみましょう。

え～、もし著作権という考え方がなかったら、すでに出版されている作品については、誰でも無料で、いくらでもコピーができてしまいます。そうすると、作品を作った人から作品を購入する人が減ってしまい、作品を作る人は報酬を集めることができなくなってしまいます。そうすると作品を作る人、また作品を作ることを志す人がなくなってしまいます。そうすると、世の中に良い作品が生まれなくなってしまいます。そんなことって本当にあるのかしらと思う方もいるかもしれませんが、実際にそういうことが起こりえます。

18世紀の有名な作曲家にシューベルトという人がいました。素晴らしい音楽をたくさん作った音楽家です。でも、シューベルトはとても貧乏だった、という説があります。自分のピアノを持っていなかったほどだと言われています。シューベルトが作った楽曲は、その美しさから、人々の間で歌われていましたが、シューベルトが生きていた時代には、著作権という考え方が、はっきりしていませんでした。ですので、作曲者が話題になることもあまりありませんでした。そういったこともシューベルトが貧乏だった理由の1つだと考えられます。世の中の人々の心を豊かにした、その人自身が報われないという世の中は、あまり喜ばしくないもののように私は感じます。

現在の世の中では、著作権を尊重するという考え方があって、他人の著作物を利用するときには、原則として権利者の了解を得ること。言い換えると、著作物を利用するための契約をすることが必要です。著作権法が正しく機能しているからこそ、漫画家は漫画を、音楽家は音楽を作ることで生活ができるのです。

また、このような著作権の考え方があるからこそ、作った作品をどんなお店に置いて、どんな宣伝をして、いくらで販売するか、ということを作者自身が決めることができます。実際には、そういったことは作者と契約をしている出版社などの仕事ですが、どこの出版社と契約するかということも、作者が決めることができます。

では、そんな著作権について定めた著作権法の目的を見てみましょう。著作権法の目的は、著作権法第1条に定義されています。文化の発展に寄与することを目的とする、というふうに書いています。つまり著作権法は、著作物を生み出す著作者の努力や苦勞に報いることによって、日本の文化の全体が発展できるように著作物の正しい利用を促し、著作権を

保護することによって、文化を発展させること、というのを目的としています。

日本の一番最初の著作権法は、明治 32 年にできたもので、歴史の古い法律です。その後、何度か法律が改正されて、現代に至ります。え～このため、法律で使われる用語には、意味が現在とちよつとずれていたり、特殊な使い方をしているものもあります。

例えば 1 条の条文にレコードと書いてありますが、レコードには CD や音源のデータも含まれます。

今日の講義では、法律の文言を紹介しながら、用語の意味合いの解釈や実際の世の中での具体例も紹介していきます。